

## 高浜発電所4号機電力貯蔵装置改造工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成25年6月12日	高浜発電所4号機の電力貯蔵装置改造工事 <sup>※</sup> に係る工事計画の認可。
平成25年6月19日	電気事業法に基づき高浜発電所4号機の電力貯蔵装置改造工事 <sup>※</sup> に係る使用前検査の受検申請書を、経済産業大臣に提出。
平成25年7月8日	新規制基準が施行。
平成25年8月9日	工事計画に変更が生じる可能性があったことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づき、五号検査の検査希望年月日を「未定」として申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出。
平成27年10月14日	原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、五号検査の検査希望年月日を「平成27年10月28日」として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づき使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出。
本日 (平成27年11月17日)	高浜発電所4号機電力貯蔵装置改造工事前検査の工程を見直したことに伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づき、申請書の記載内容を変更し、準備が整ったことから、本日、原子力規制委員会と経済産業大臣に再提出。

※ 非常時に、中央制御室などに設置している計器類に電気を供給するための蓄電池（バッテリー）の取替工事

以 上